

入札のご案内



資格付一般競争入札

令和4年度立木第9回

令和5年2月27日（月） 施行

開始 10時00分 締切 10時05分

〒 324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15
塩那森林管理署
TEL 0287(28)3125 FAX 0287(28)3531

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし
手続が適正になされた森林の立木です。

公 売 公 告

令和5年1月27日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 里見 昌記

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に従い入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年2月27日（月）

入札 10時00分開始 10時05分締切

開札 入札締切後即時

入札者は開始時間までに入札場所へ集合すること。

2 入札及び開札の場所

塩那森林管理署2階会議室

3 郵便入札

郵送による入札も可能です。この場合、封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒に「立木公売入札書在中」と朱書、内封筒に売払番号を記入の上、書留又は配達証明でお送りください。

なお、入札書の日付は、令和5年2月27日としてください。

(1) 送付場所 〒324-0022

栃木県大田原市宇田川1787-15 塩那森林管理署

(2) 到着期限 令和5年2月27日（月） 10時00分

※期限以後に到着したものは、無効とします。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

- ウ 伐採種（皆伐）
- エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分
- オ 搬出期間
- カ 樹種・数量・収穫面積

（２）物件ごとの特約事項、条件等については、別添「特約事項」を参照してください。

5 競争参加者の資格

令和２年度から令和６年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。ただし、次の者は参加することができません。

- （１）予算決算及び会計令第７０条に該当する者
- （２）予算決算及び会計令第７１条に該当する者
- （３）関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

6 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の１００分の５に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

（１）入札金額は買受希望額の１１０分の１００に相当する金額を記入してください。

誤って買受希望額そのものを記入した場合でも入札は有効であり、入札金額の訂正及び入札の取消は認めませんので注意願います。

（２）入札金額に消費税相当額として当該金額の１０％を加算した金額（１円未満の端数は切捨て）をもって落札金額及び契約代金額とします。

なお、特に契約書等で金額が明示されているものを除き、契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、消費税相当額が加算された契約代金額が対象となります。

9 入札における留意事項

（１）代理人による入札

ア 委任状の提出

競争参加者の代理人として入札を行う場合は、「委任状」（別紙１に例示）の提出が必要です。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）には、競争参加者の住所、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札を行う場合は加えて代理人の氏名）の記入が必要です。

(２) 無効の入札

次に該当する入札は無効とします。

ア 本競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一物件の入札について同一人が２通以上なした入札又は競争参加者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(３) 落札者の決定

ア 開札は、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した競争参加者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由として入札無効を申し出ても、受理しません。

また、どのような事由があっても落札が無効になることはありません。

10 契約締結の成立及び期限

(１) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(２) 契約の締結期限は令和５年３月８日（水）とします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日とします。

12 代金の延納

(１) １物件の契約代金額が１５０万円以上の場合は、国の所有に属する物品の売払

代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより代金の延納を認めます。（年利0.59%）

延納利息代金額の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金額＝（契約代金額×延納日数×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- （2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- （3）延納日数は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部の納入又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- （2）物件の引渡しは、買受人立会による引渡しをしないことについて同意する場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づく「みなし引渡」を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあった時、又は代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなしますので、金融機関の発行する領収書等の写しを塩那森林管理署長へ必ず提出してから搬出してください。
- （3）引渡しを受けたときは、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を塩那森林管理署長に提出してください。

1.4 規程等の閲覧場所

- （1）販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：塩那森林管理署又は塩那森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：塩那森林管理署で閲覧してください。

塩那森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/index.html>

- （2）規程等

下記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、塩那森林管理署業務グループ（経営担当）

へお問い合わせください。

- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
- イ 国有林野の産物売払規程
- ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式（別紙１、別紙２）

15 その他留意事項

- (1) 林産物や林業機械の運搬を想定している車両が実際に現地まで走行可能か運搬区間を確認した上で入札してください。
- (2) 競争参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。
- (3) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを記載します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (4) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明としてください。

16 お問い合わせ

不明の点については、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

塩那森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0287-28-3125 FAX 番号：0287-28-3531

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。第三者から不当な働きかけを受けた場合には、この規程に基づきその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

別紙 1

委 任 状 (例)

分任契約担当官
塩那森林管理署長 殿

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 入札件名
- 3 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

1 金額は、円単位とし、アラビア数字で明瞭に記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項

- 1 立木代金の納入は、国の発行する納入告知書により行うこと。
- 2 今回の物件は皆伐であるため、販売区域内の立木はすべて伐採・搬出すること。
なお、伐採又は搬出が著しく困難な立木があった場合は、事業地を管轄する森林事務所の森林官等（以下「森林官等」という。）へ申し出ること。
- 3 搬出に市町村道、農道等を使用する場合は、必要に応じて敷鉄板等による保護など道路に毀損が生じないように対策を講じ、万一、毀損等があった場合は買受人の負担で復元すること。
- 4 事業完了後に所轄事務所の森林官等（以下「森林官等」という。）から林道の路面整正等について指示があった場合は従うこと。
- 5 土場及び搬出に私有地を使用する場合は、土地所有者と直接交渉を行うこと。
- 6 搬出等に販売区域外の国有林を使用する場合は、「国有林野無料利用申請書兼請書」を管轄事務所へ提出すること。
- 7 作業実施にあたって、労働安全及び山林火災防止等に十分留意すること。万一、労働災害等が発生した場合は、管轄事務所又は塩那森林管理署へ連絡すること。
- 8 「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守すること。ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 9 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 現地を精査の上、作業に着手する14日前までに「立木販売箇所の事業計画書」森林官に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。
また、図面については、保安林協議等のために別途作成したものを用いても差し支えない。いずれについても、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」により確認を行い併せて提出すること。
 - (3) 路網計画を変更する必要があるときは、変更内容を記載した書面を森林官等に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。

(4) 伐採及び路網作設は、塩那森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。

10 森林作業道等を作設する際は、以下の項目を遵守すること。

(1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下「林業機械等」という。）が安全に走行でき、かつ作業システムが効率的に稼働するよう、次の点に留意して配置する。

- ①地形・地質の安定している個所を通過するようにする。
- ②地形に合った屈曲線形となるようにする。
- ③排水を考慮した波形勾配となるようにする。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避ける。
- ⑤S字カーブはなるべく連続しないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

3 m以下とする。ただし、林業機械等の安全性及び作業性を確保する必要がある区間については3.5 m以下とする。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の特性等を考慮した上で、林業機械等が木材等を積載した状態で安全に上り・下りできる範囲で計画する。

横断勾配は、水平を基準とする。なお、緩勾配など安定した場所において谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や盛土のり面の保護措置をとる。特に、カーブ部については、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状とすることにより、こまめに行うこととする。また、排水箇所は安定した尾根部や常水のある沢等を選び、路面上の雨水を安全・適切に処理するために次の点に留意する。

- ①勾配のあるカーブでは、上部のカーブ入口付近で排水を行う。
- ②地下水が湧出している場合、又は地表水の局所的な流入・滞水が予測される場合には、側溝又は横断排水施設等により排水を行う。

(2) 施工

ア 切土

のり面勾配は直切りを標準とし、切土高は、ヘアピンカーブの入口などやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

ただし、切土高が1.5mを超える場合、又は、土質が直切りに適していない場合は6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土を行う場合は、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、地山が緊密度の低い土砂である場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

のり面勾配は、1割程度とするが、盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

特に、ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量に過不足が生じた場合は、山側から谷側への横断方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦断方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点から必要な場合や地形・地質等の制約からやむを得ない場合限り、簡易なものを設置する。その場合、転石など現地発生資材の活用を積極的に検討し、路網利用頻度や構造物のコスト等を斟酌して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道等の重要な保全対象（以下「人家等」という。）又は水道取水口が存在する場合は、その直上には森林作業道を極力作設しない。また、事業実行中は、人家等や水道取水に影響が出ないように、必要に応じて土砂の流出、土石の転落、伐倒木等の落下を防止するため措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育に関する情報を把握した場合は、直ちに森林官等に報告する。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm厚の層状とし、層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、表土の土質、根株の大きさ、集材

方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工が適していない場合は、林地保全に支障のない状態で林地に還元する。

イ 事業終了時には、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していない事項については、森林作業道作設指針によることを基本とする。

11 官民境界標識の保護

事業実行中は「官民境界標識」を毀損、亡失させないように注意すること。万一、境界標の毀損等が発生した場合は、買受人の負担で復元すること。

12 塩那森林管理署長は、8、10の不遵守や、承認した事業計画と著しく異なる施工により林地崩壊が発生し又は発生するおそれがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を自己の負担により講じるよう買受人に命ずることができる。この場合、買受人は塩那森林管理署長等の命に従わなければならない。

13 以上のほか、塩那森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守すること。

資格付一般競争入札

令和4年度 立木 第9回

令和5年2月27日（月）施行

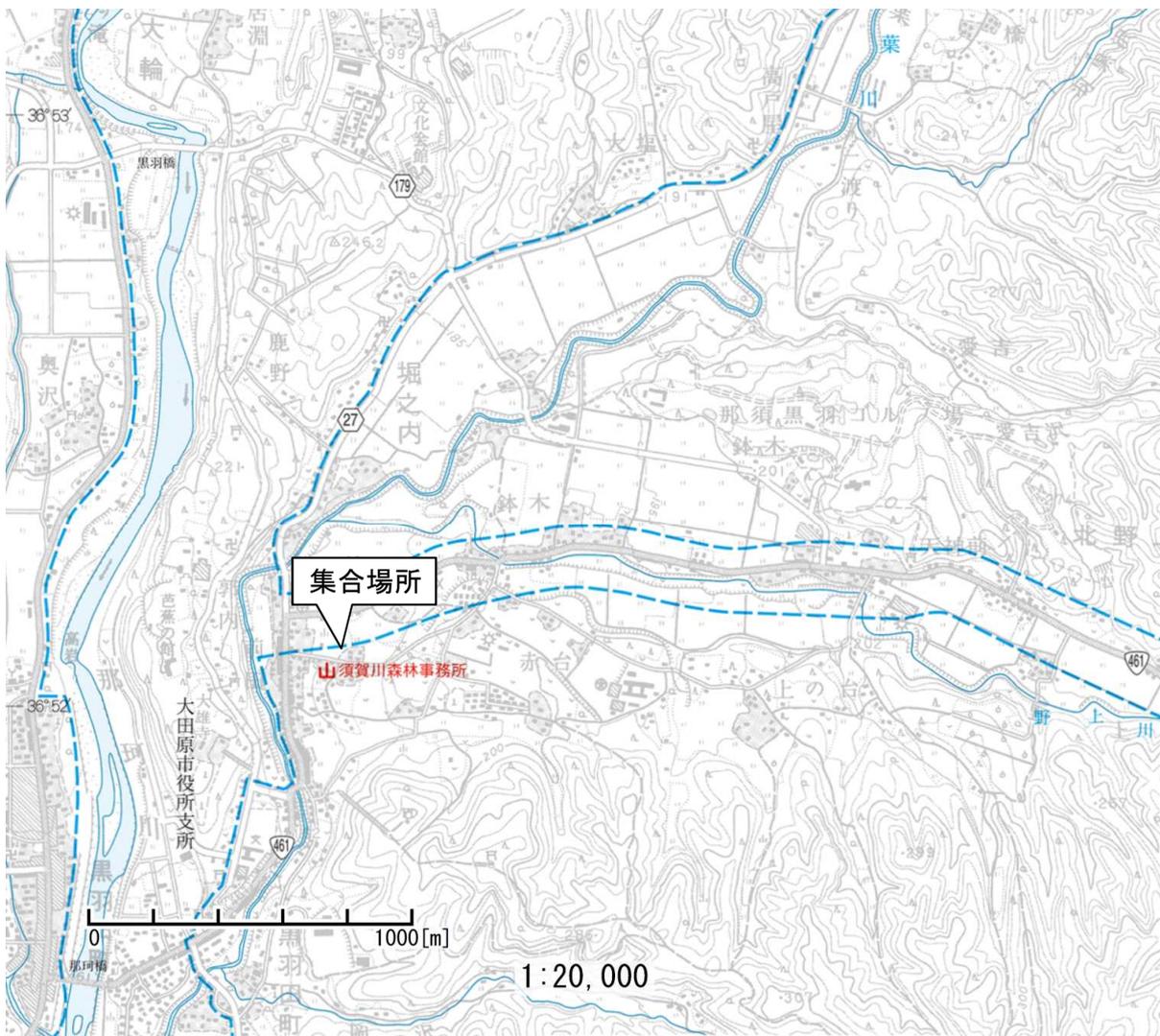
販売物件明細書

塩那森林管理署

立木販売物件現地案内について

現地案内を下記日程により行いますのでお集まりください。

売払番号	案内日	集合場所	案内者
1号	2月13日(月) 午前10時00分集合	栃木県大田原市前田112 須賀川森林事務所前 黒羽貯木場	須賀川森林事務所 森林官 町田 貴弘 電話 0287-54-2077



立木公売物件明細書

売払番号 第 1-1 号

- 1. 物件所在地 栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班
- 2. 面積 4.08 ha
- 3. 伐採種 皆伐
- 4. 林齢 65 年生
- 5. 調査方法 標準地調査法
- 6. 搬出期間 36 ヶ月

樹種	区分	本数	材積(m ³)	特記事項
スギ	一般用材	1,935	1,868.62	本物件は標準地調査法による収穫調査を実施しております。 本明細の本数及び材積は、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となりますので、入札にあたっては現物熟覧のうえ応札頂きますようお願いいたします。 なお、各標準地の調査数量は別紙「販売物件明細書(標準地)」のとおりです。
一般材N計		1,935	1,868.62	
一般材L計				
一般材計		1,935	1,868.62	
N	パルプ用材	405	164.55	
L	"	1,800	50.33	
パルプ材計		2,205	214.88	
計		4,140	2,083.50	
メモ				
入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

販売物件明細書(標準地)

売払番号	物件所在地	面積 (h a)	搬出期限
1-1	栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班	4.08	36ヶ月

標準地1					標準地1					標準地2					標準地2				
スギ 生立木					その他L 生立木					スギ 生立木					その他L 生立木				
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般用材	20	18	1	0.29						一般用材	24	21	1	0.48					
	22	21	3	1.23							28	22	1	0.66					
	22	22	1	0.43							28	23	1	0.69					
	24	20	1	0.45							30	21	1	0.70					
	24	22	1	0.50							30	19	1	0.63					
	24	21	1	0.48							32	21	1	0.78					
	26	20	1	0.52							32	22	1	0.82					
	26	21	1	0.55							36	21	1	0.96					
	26	23	1	0.61							36	22	1	1.01					
	28	20	1	0.59							38	23	1	1.16					
	28	22	1	0.66							40	26	1	1.45					
	30	24	1	0.82							40	25	1	1.39					
	32	23	1	0.86							40	24	1	1.33					
	32	21	1	0.78							42	27	1	1.63					
	34	25	1	1.04							42	26	2	3.14					
	36	24	2	2.20							44	27	1	1.77					
	36	25	1	1.15							46	28	1	1.99					
	38	25	2	2.54															
	42	24	1	1.45															
	44	27	1	1.77															
	46	24	1	1.71															
小計			25	20.63	小計			0	0.00	小計			18	20.59	小計			0	0.00
パルプ用材	14~34		4	1.85	パルプ用材	6~12		28	0.49	パルプ用材	10~30		5	1.78	パルプ用材	6~26		12	0.62
樹種計			29	22.48	樹種計			28	0.49	樹種計			23	22.37	樹種計			12	0.62
標準地1の面積 0.04 ha										標準地2の面積 0.05 ha					総本数 92 本 総材積 45.96 m ³ 林齢 65 年生 伐採方法 皆伐 その他 国有林				

立木公売物件明細書

売払番号 第 1-2 号

- 1. 物件所在地 栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班
- 2. 面積 0.65 ha
- 3. 伐採種 皆伐
- 4. 林齢 65 年生
- 5. 調査方法 標準地調査法
- 6. 搬出期間 36 ヶ月

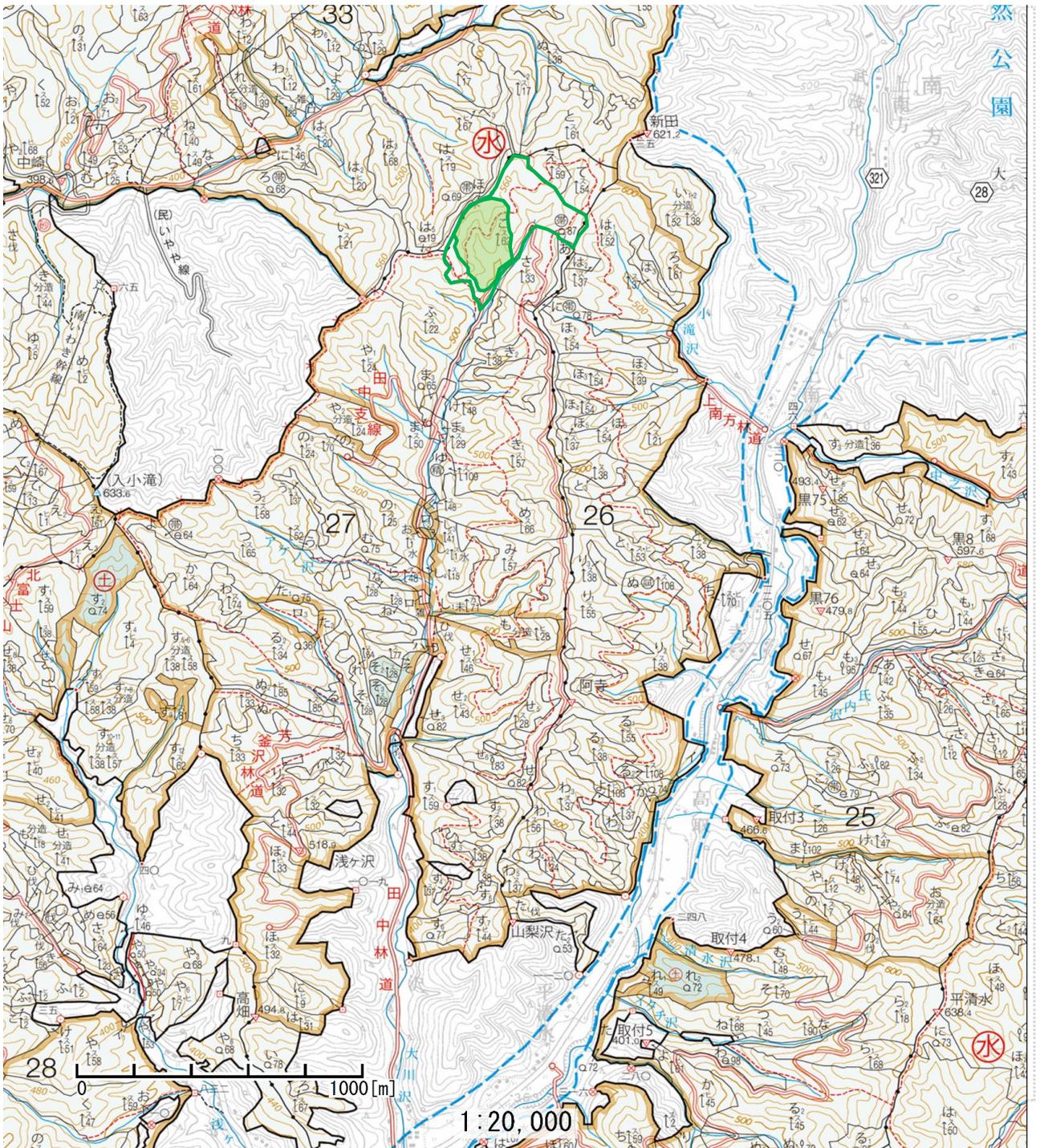
樹種	区分	本数	材積(m ³)	特記事項
ヒノキ	一般用材	693	326.65	本物件は標準地調査法による収穫調査を実施しております。 本明細の本数及び材積は、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となりますので、入札にあたっては現物熟覧のうえ応札頂きますようお願いいたします。 なお、各標準地の調査数量は別紙「販売物件明細書(標準地)」のとおりです。
一般材N計		693	326.65	
一般材L計				
一般材計		693	326.65	
N	パルプ用材	66	26.66	
L	"			
パルプ材計		66	26.66	
計		759	353.31	
メ モ				
入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

販売物件明細書(標準地)

売払番号	物件所在地	面積 (h a)	搬出期限
1-2	栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班	0.65	36ヶ月

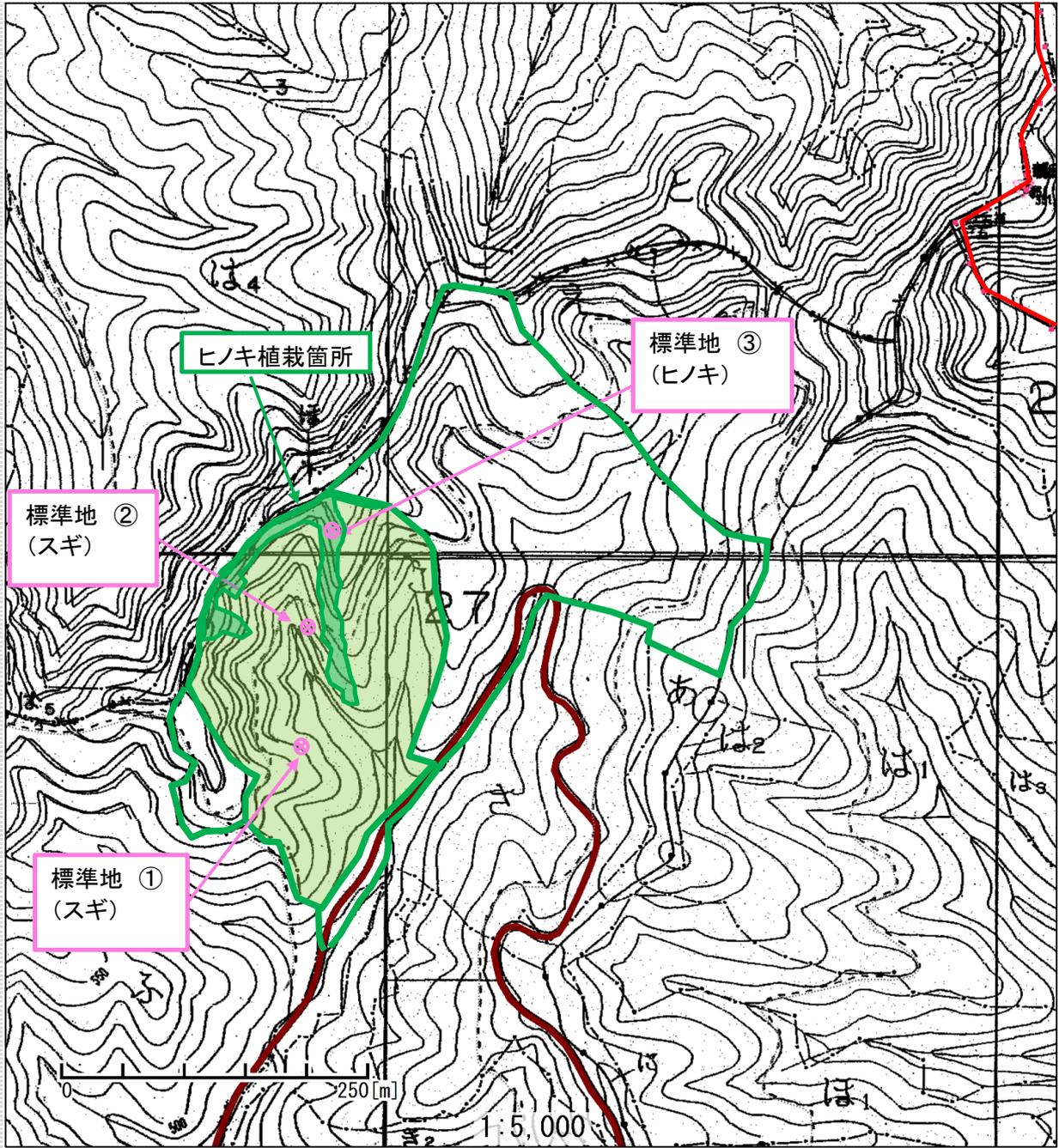
標準地3					ヒノキ 生立木														
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般用材	16	17	1	0.18															
	20	19	1	0.30															
	22	17	2	0.64															
	22	19	1	0.37															
	22	19	1	0.37															
	22	20	1	0.39															
	24	17	1	0.38															
	24	19	2	0.86															
	26	22	1	0.58															
	26	20	1	0.52															
	26	19	1	0.49															
	26	21	1	0.55															
	28	20	3	1.77															
	28	19	1	0.56															
	30	20	1	0.67															
	30	21	2	1.42															
小計			21	10.05	小計			0	0.00	小計			0	0.00	小計			0	0.00
パルプ用材	22~24		2	0.82	パルプ用材					パルプ用材					パルプ用材				
樹種計			23	10.87	樹種計			0	0.00	樹種計			0	0.00	樹種計			0	0.00
標準地3の面積 0.02 ha															総本数 23 本 総材積 10.87 m ³ 林齢 65 年生 伐採方法 皆伐 その他 国有林				

売払 番号	立木物件所在地	面積 (ha)	伐採種
1-1	栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班	4.08	皆伐
1-2		0.65	



凡 例	
販売区域	

売払番号	売払箇所位置図	面積 (ha)	伐採種
1-1	栃木県大田原市南方字田中国有林27こ林小班	4.08	皆伐
1-2		0.65	



N
4

凡 例	
販売区域	
林道	
民有地	
標準地	